

# 生徒心得

## 1 重点目標

本校では、社会に貢献できる人材育成を目指し、マナー教育を徹底するため、次の事項を重点目標としている。

- ①時間の厳守 ②正しい服装容儀 ③挨拶の励行

## 2 禁止事項

社会の一員として、法律（ルール）や社会規範（モラル）を尊重する心を持つこと。次の行為があった場合は、特別指導を行う。

- ① 法律や社会規範に触れる行為
- ② いじめ
- ③ 正当な理由のない欠席（怠学）、授業のさぼり（怠業）、無断早退
- ④ 法的に未成年者が禁じられている場所、酒類の提供を中心とする飲食店、本校が規制している場所への出入り
- ⑤ 運転免許の取得、車両・バイクの運転  
（3年生については、進路決定後10月下旬以降免許取得を許可する。）
- ⑥ 授業や行事等を故意に妨害する行為、教師に対する暴言・暴力
- ⑦ 他人の所有物を無断で占有・窃盗すること
- ⑧ 定期考査の不正・妨害行為（スマートフォン・携帯電話の不適切な使用。）
- ⑨ 無断アルバイト
- ⑩ 無断外泊や深夜に及ぶ外出、深夜徘徊など
- ⑪ SNSの使用において誹謗中傷やネット上への不適切画像及び問題行動の掲載・発信など

## 3 遅刻

基本的な生活習慣が確立されるように、十分注意すること。

- ① 「8時25分（予鈴）」までに登校し、朝読書開始のチャイム（8時30分）が鳴り始めた時点で入室していない場合、遅刻とする。
- ② 遅刻した場合、すぐに生徒指導課で入室のための手続きをすること。そして、遅刻した授業が終了後すぐに担任に遅刻届を提出すること。
- ③ 事故や天候によるバスや電車の遅れについては公欠扱いにする場合もある。
- ④ 遅刻が続く場合は、注意指導に入る。一定期間8時10分登校を実施し、生活の改善に努める。改善が見られない場合は、保護者等来校の上、学校長から指導を受けることになる。

[怠学による欠席・無断早退・怠業]

学校や授業をさぼるようなことは絶対にしない。特別指導の対象とする。

## 4 服装・容儀

必ず学校指定の制服を着用し、清潔・端正を心がけること。

冬服	指定のブレザー・スラックス・スカート、シャツ、ネクタイ、カーディガン
夏服	指定のスラックス・スカート、半袖シャツ、カーディガン

\*制服移行期間については、その都度連絡する。

\*指定のカーディガン以外は許可しない。

[服装について]

- ① 制服の変形は認めない。スカートの長さは膝頭にかかる程度とする。
- ② 靴下は、白・紺・黒・グレー等華美でないものとする。タイツも同様とする。
- ③ コートを着用する場合は黒・紺・グレー・茶系の華美でないものとする。

[通学靴・履物について]

- ① 通学にふさわしく、華美でないものとする。
- ② 校内では指定の上履きスリッパを、体育館では体育館用のシューズを履く。

[通学カバンについて]

実用に則したものとする。

[頭髪・化粧等について]

- ① 変色（茶髪等）、変形（パーマ・エクステ等）は禁止する。ただし、生まれつきのものは生徒指導課に申し出ること。
- ② 男女とも前髪は、表情がわかるようにまゆ毛にかからない程度に整えること。また、男子については、耳や上着の襟にかからない程度に整えること。
- ③ ファンデーション・マニキュア・カラーコンタクト・色つきリップ等の化粧は禁止する。
- ④ ピアス・指輪等の装飾品類は身につけないこと。また、ヘアアイロン等を学校に持ち込まないこと。

## 5 スマートフォン・携帯電話・クロムブック

[スマートフォン・携帯電話]

- ① スマートフォン・携帯電話には必ずフィルタリングを設定すること。
- ② 校内での使用は原則禁止とする。
- ③ 校内での使用等を発見した場合は、注意指導を行う。
- ④ 定期試験等の試験場でスマートフォン・携帯電話を身につけていた場合は、不正行為とみなして、特別指導を行う。

[クロムブック]

- ① 学習目的でのみ利用し、不適切なサイト等にはアクセスしないこと。（利用履歴等は、必要な場合に先生が確認することがある。）

[その他の注意事項]

- ① 誹謗中傷の書き込み等 SNS の不適切な使用は、禁止とする。
- ② 不適切な使用等発覚した場合、特別指導を行う。

## 6 貴重品の管理

貴重品は片時も離さず、必ず身につけ、各自が責任を持って管理すること。下記の留意事項に注意し、貴重品管理を徹底すること。

- ① 教室内に、貴重品をカバンの中に入れてそのまま放置しないこと。
- ② 購入前のベンチなどに荷物を置いたまま席を離れないこと。
- ③ 体育の授業時は、更衣室・教室に放置しないこと。
- ④ 体育・実習及び部活動で身につけておくことが困難な場合は、生徒玄関ロッカーに施錠し保管するか、担任または部活動顧問に預け、目の届くところに保管すること。
- ⑤ 必要のないお金やキャッシュカード等紛失したら困るものを学校に持ってこないように心掛けること。

## 7 アルバイト

- ① アルバイトは原則禁止とする。ただし、家庭の事情により保護者等からの申し出があった場合、あくまでも学業・部活動の学校生活を中心であることを理解した上で認めることがある。  
(生徒指導面談必要)
- ② 3年生については進路決定後、許可制とする。(保護者等からの申し出、担任及び生徒指導課の面談あり)ただし、アルバイト許可後遅刻が5回以上ある時は、その許可を取り消す。
- ④ 無断アルバイトが発覚した場合は特別指導を行う。
- ⑤ アルバイト許可については下記の許可基準に準じ、保護者等・ホーム担任・部顧問の承認を必要とする。申請については生徒指導課の所定の用紙に必要事項を記入して行う。

### [アルバイト許可基準]

- ① 保護者等の承認を得た上で、担任・部顧問の許可を得ること。
- ② 成績が優秀であること。
- ③ 基本的な生活習慣が確立されていること。  
例 欠席・遅刻・早退が少ないこと
- ④ 校則に反する行為、問題行動が無いこと。  
例 髪の加工、化粧、特別指導
- ⑤ 飲酒を伴う接客業、危険を伴う業種、好ましくない環境での作業等は許可しない。
- ⑥ 勤務時間は、夜8時までとする。
- ⑦ 定期考査の1週間前から、考査終了までは禁止とする。

## 8 交通安全・自転車

- ① 自転車運転中の傘さし、スマートフォン・携帯電話、イヤホンの使用は、禁止する。
- ② 登下校時の自転車乗車マナーや校内の駐車マナーを守ること。
- ③ 自転車通学許可証として自転車登録ステッカーを貼付すること。

## 9 各種手続き

公欠届	係り(部顧問)(印)→各科目担当(印)→ホーム担任→係り(部顧問)→教務課
忌引届	ホーム担任→各科目担当(印)→ホーム担任(印)→教務課
考査欠席届	ホーム担任→保護者等(印)→各科目担当(印)→ホーム担任(印)→教務課
考査病欠届	ホーム担任→保護者等(印)→各科目担当(印)→ホーム担任(印)→教務課
出席停止届	ホーム担任→保護者等→ホーム担任(印)→保健課
受験届	ホーム担任→各科目担当(印)→ホーム担任(印)→教務課
遅刻届	生徒指導課(印)→各科目担当(印)→ホーム担任
早退届	ホーム担任・保健課(印)→生徒指導課(印)→保護者等→ホーム担任
学割(旅行)届	事務室→保護者等→ホーム担任(印)→生徒指導課(印)→事務室
学割(受験)届	事務室→保護者等→ホーム担任(印)→進学課(印)→事務室
異装届	生徒指導課(印)→ホーム担任(印)→生徒指導課
アルバイト届	生徒指導課→保護者等・事業所責任者(印)→ホーム担任(印)→部顧問(印)→生徒指導課(印)→教頭(印)→副校長(印)→校長(印)→生徒指導課→許可証
自動車学校届	生徒指導課→保護者等→ホーム担任(印)→生徒指導課(印)→許可証